

答 申

1 審査会の結論

福岡県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、平成30年10月5日付け福警備第1962号で行った公文書非開示決定（以下「本件決定」という。）は、妥当である。

2 審査請求に係る対象公文書の開示決定状況

(1) 審査請求に係る対象公文書

審査請求に係る対象公文書（以下「本件公文書」という。）は、平成28年熊本地震に伴う各種警察措置のため、実施機関が熊本県に派遣した広域緊急援助隊に関して、「隊員に支給した給与総額（基本給、超過勤務手当、特殊勤務手当）」が分かる公文書一式である。

(2) 開示決定状況

実施機関は、作成も取得もしておらず存在しないとして、福岡県情報公開条例（平成13年福岡県条例第5号。以下「条例」という。）第11条第2項の規定により本件決定を行った。

3 審査請求の趣旨及び経過

(1) 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、実施機関が行った本件決定の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の経過

ア 審査請求人は、平成30年9月5日付けで、実施機関に対し、条例第6条第1項の規定により、本件公文書の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

イ 実施機関は、平成30年9月14日付けで、条例第12条第2項の規定により、公文書開示決定の期間を延長し、その旨を審査請求人に通知した。

ウ 実施機関は、平成30年10月5日付けで、本件決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。

エ 審査請求人は、平成31年1月3日付けで、本件決定を不服として、本件決定を不服として、審査庁である福岡県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に対し、審査請求を行った。

オ 諮問実施機関は、令和元年5月9日付けで、当審査会に諮問した。

4 審査請求人の主張要旨

審査請求書、反論書及び口頭意見陳述における審査請求人の主張の要旨は、次のとおりで

ある。

本件請求に対し実施機関が別途開示した、「警察職員等への援助要求について（平成28年5月10日起案）」及び「警察職員等への援助要求について（平成28年5月18日起案）」の公文書からは、熊本県への派遣人数の延べ人数を合算により読み取ることができる。

また、同様に実施機関が開示した「福岡県警察災害派遣隊員申請書」には、派遣警察職員の階級氏名等を書き込む欄があることから、派遣警察職員に支給された給与総額は作成されていると推定される。

本件決定は、警察行政の懈怠によって、本来存在し県民に公開されて検証されるべき行政文書が作成・保存されていないことを原因とする違法事由がある。本件決定によって、審査請求人は、憲法第21条が表現の自由として保障している権利を基礎づける知る権利を侵害された。また、条例第1条及び第7条に違反した処分によって、条例第1条に規定する「県民の知る権利」、「公文書の開示を請求する権利」、「県の諸活動について説明を受ける権利」、「県民として県政に参加する権利」、もって地方自治の本旨に即した公正で県民に開かれた県政に参画する権利を侵害された。

5 実施機関の説明要旨

実施機関が本件決定を行った理由を要約すると、次のとおりである。

実施機関は、平成28年熊本地震に伴う各種警察措置のため、広域緊急援助隊を含む福岡県警察災害派遣隊を熊本県に派遣したが、当該広域緊急援助隊に支給した給与の総額については、特にこれを取りまとめた公文書は作成も取得もしていないため存在しない。

6 審査会の判断

(1) 福岡県警察災害派遣隊における広域緊急援助隊について

ア 福岡県警察災害派遣隊

福岡県警察災害派遣隊は、国内において大規模災害が発生し、又は正に発生しようとしている場合に、被災地又は被災が予想される地域において活動する部隊として設置されるもので、大規模災害発生時において、被災地等を管轄する都道府県警察を管理する都道府県公安委員会からの警察法（昭和29年法律第162号）第60条第1項の規定に基づく援助要求により派遣されるものである。このうち広域緊急援助隊は、福岡県警察災害派遣隊のうち、大規模災害発生時に直ちに被災地等に派遣され、かつ、原則として派遣先警察から宿泊所の手配、物資の調達等の支援を受けることなく活動する即応部隊に属している。

イ 広域緊急援助隊の派遣

熊本県公安委員会は、平成28年熊本地震に伴う各種警察措置のため、警察法第60

条第1項の規定に基づき、福岡県公安委員会に対し警察職員の援助要求を行い、これを受けた実施機関は、広域緊急援助隊を含む福岡県警察災害派遣隊を熊本県に派遣した。

(2) 本件公文書の存否について

実施機関は、本件公文書の存否について、「平成28年熊本地震に伴う各種警察措置のため、広域緊急援助隊を含む福岡県警察災害派遣隊を熊本県に派遣したが、当該広域緊急援助隊に支給した給与の総額については、特にこれを取りまとめた公文書は作成も取得もしていないため存在しない」と説明している。当審査会でこの説明の詳細について改めて確認したところ、実施機関からは、①福岡県警察職員に支払われる給与は、福岡県警察職員の給与に関する条例（昭和32年福岡県条例第50号）に規定する給料表、級別標準職務表等で分類される級・号給に基づき支払われる月額で支給されること、②福岡県警察職員に支払われる時間外勤務手当は、正規の勤務時間を超えて勤務した時間に対して支払われるもので、従事した業務単位ではなく、ひと月の総額として支給されること、③福岡県警察職員に支払われる特殊勤務手当は、福岡県警察職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和29年福岡県条例第69号）に規定する作業に従事した際に支給されるものの、従事した作業単位ではなく、あくまでひと月の総額として支給されること、以上の3点から、警察職員の給与・手当等は、その従事する業務単位ではなく、ひと月の総額として支給されるものであり、今回、広域緊急援助隊に従事した警察職員に対しても、同様に、「広域緊急援助隊」という業務単位ではなく、ひと月の総額として支給されたことから、当該業務に係る給与総額を示す文書は存在しない旨の回答があった。

また、当審査会において福岡県警察職員の給与に関する条例等の関係法令を確認したところ、実施機関の説明のとおり、警察職員の給与は、ひと月の総額を支給するものであって、従事した特定の業務単位で支給されるような性質のものではないということが判明した。

さらに、審査請求人が求める広域緊急援助隊という特定の業務に対して支給した給与の合計額を記載した文書が存在するとうかがわせる特段の事情も見当たらない。

以上のことから、本件請求に対して実施機関が作成も取得もしていないとして非開示とした本件決定は妥当である。

(3) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張しているが、当審査会は、実施機関が行った公文書の開示決定等の妥当性について判断する機関であるため、当該主張は当審査会の判断を左右するものではない。

以上の理由により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。